平成２９年（フ）第７５号
三重県亀山市北鹿島町15番12号201　ワールド北鹿島Ａ棟
債務者　大森　浩之
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２号
鳥取県鳥取市立川町６丁目224番地　公務員住宅２－201号、旧住所京都府宮津市字猟師220番地の１
債務者　波戸内さゆり（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８４号
広島市南区東雲１丁目22番７－202号
債務者　中川　正博
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２号
広島市南区東雲本町２丁目14番30－306号
債務者　岩本　竜二
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９号
広島県三次市吉舎町辻808番地
債務者　重藤　五月
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第４４号
山口県下関市彦島本村町７丁目28番６号
債務者　大谷　秀幸
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
福岡県筑後市大字溝口1146番地１
債務者　服部　裕也
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
沖縄県糸満市字糸満629番地　我那覇アパート１－Ａ
債務者　賀数　清美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７１号
秋田市御所野下堤５丁目１番７号　ウエルハウス御所野Ｂ202、前住所秋田市仁井田二ツ屋２丁目17番４号
債務者　相場　修三
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９２号
京都市西京区嵐山東海道町２番地23
債務者　野老　良治
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
京都市南区久世東土川町35番地
債務者　中村　　聡
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３９８号
京都市左京区岩倉三宅町79番地　ハイツコスモス　110号
債務者　齋藤　辰則
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
松江市上乃木４丁目３番17号
債務者　仁井　美香
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
広島県呉市中央５丁目１番30－402号（サンプラザ木村）
債務者　中村　信人
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４７号
宮崎県日向市曽根町１丁目135番地　ハルヤハイツ102号
債務者　内山亜希子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１８号
岩手県北上市花園町３丁目４番30号
債務者　大友　博樹
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２０号
岩手県北上市上江釣子２地割77番地
債務者　菊池久美子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部